

衆議院議員決まる

8月30日に執行された衆議院議員総選挙についてお知らせします。
町の投票率は、有権者の関心も高く、72・89%（小選挙区）で、前回（72・70%）より0・19%上がりました。

一方、最高裁判所裁判官国民審査では、9人の裁判官が審査に付されましたが、罷免を可とする投票が過半数に達した裁判官はいなかったため、9人全員が信任されました。

各投票区での投票率は下記のとおりです。

1. 候補者別得票数（小選挙区） (届出順)

当落の別	候補者氏名	菊陽町における得票数	第3区における得票数
当選	坂本てつし	8,363	81,506
	三浦一水	2,535	42,579
(比例復活当選)	ごとう英友	8,816	74,885
	松井えいじ	157	1,650
	合計	19,871	200,620

2. 政党別得票数（比例代表） (届出順)

政党名	菊陽町における得票数	九州選挙区における当選人の数(人)
幸福実現党	118	0
公明党	2,871	3
民主党	8,782	9
みんなの党	699	0
社会民主党	691	1
自由民主党	5,288	7
日本共産党	761	1
国民新党	434	0
合計	19,644	21

3. 罷免される裁判官（罷免を可とする投票が過半数の者） なし

4. 投票区別投票者数（小選挙区）

区分	地域	選挙当日有権者数			投票者数			投票率(%)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
第1投票区	戸次・馬場楠・曲手・辛川・井口・道明	804	870	1,674	649	649	1,298	80.72	74.60	77.54
第2投票区	上中代・出分・中代・川久保	579	608	1,187	436	461	897	75.30	75.82	75.57
第3投票区	津留・大堀木・下原・津久礼ヶ丘・あさひヶ丘・宮ノ上・ひばりヶ丘・緑ヶ丘・緑陽台	2,537	2,428	4,965	1,782	1,798	3,580	70.24	74.05	72.10
第4投票区	上津久礼・下津久礼	703	766	1,469	544	574	1,118	77.38	74.93	76.11
第5投票区	沖野・三里木・三里木北・新山・境の松・新成・杉並台	2,333	2,446	4,779	1,673	1,801	3,474	71.71	73.63	72.69
第6投票区	武蔵ヶ丘1～6町内	1,010	1,312	2,322	623	836	1,459	61.68	63.72	62.83
第7投票区	光の森・光の森1～2町内・光の森4～5町内・武蔵ヶ丘7～8町内	1,633	1,732	3,365	1,222	1,285	2,507	74.83	74.19	74.50
第8投票区	八久保・南八久保・花立・向陽台	1,619	1,709	3,328	1,092	1,213	2,305	67.45	70.98	69.26
第9投票区	中尾・南方・光団地・駅前・新町・馬場・柳水・入道水・古閑原・鉄砲小路	1,542	1,689	3,231	1,187	1,318	2,505	76.98	78.03	77.53
第10投票区	青葉台・東ヶ丘	601	646	1,247	468	508	976	77.87	78.64	78.27
在外投票		22	21	43	3	2	5	13.64	9.52	11.63
合計		13,383	14,227	27,610	9,679	10,445	20,124	72.32	73.42	72.89
前回（平成17年9月11日）		11,812	12,650	24,462	8,392	9,393	17,785	71.05	74.25	72.70

※在外投票とは、海外で暮らす日本国民が在外公館や郵便などで投票する制度です。

第1回 菊陽町協働の仕組みづくり 検討委員会を開催しました

町は、総合計画の柱の一つである「パートナーシップによるまちづくり」の実現に向けて、協働の仕組みに関する条例素案の作成を目的とした、「菊陽町協働の仕組みづくり検討委員会」(学識者、各種団体の代表、住民ワークショップ員、コミュニティ検討委員会委員、公募町民の計10人)を設置しました。

委員長に熊本県立大学総合管理学部明石照久教授、副委員長に熊本大学法学部大脇成昭准教授を選出し、第1回の委員会を8月25日に開催しました。事務局から委員会の概要やスケジュールの説明後、委員長、副委員長による講義が行われました。

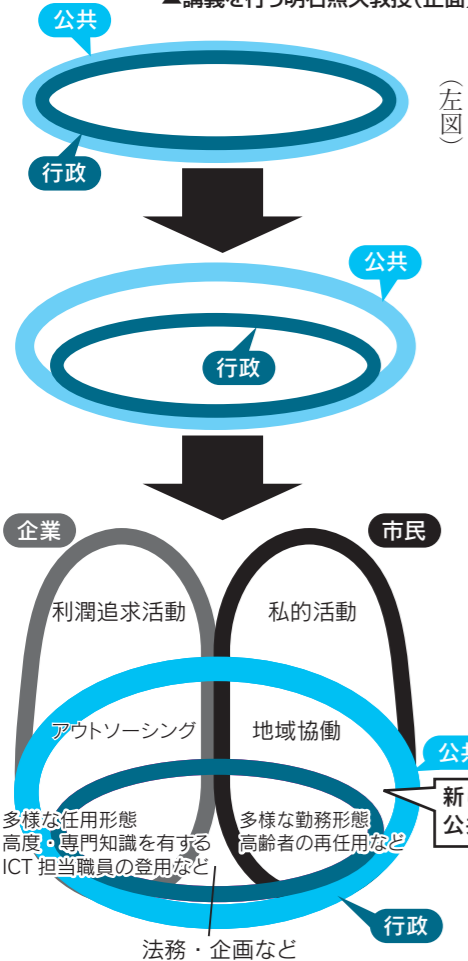
協働の仕組みに関する条例 検討の背景

地方分権の進展により、地域のご事情が自ら決定し、自ら責任を負うことが求められています。

これまで、公共サービスのほとんどは行政が提供するものと考えられており、「公共」の範囲と「行政」の範囲はおおむね一致していました。しかし、社会情勢やライフスタイルの変化による住民ニーズの多様化に伴い、「公共」の範囲が広がり、「行政」の範囲とズレが生じてきました。生じたズレの領域を「新しい公共空間」といいます。この領域に必要な公共サービスは、行政だけでは全てに対応することができません。そこで、住民、NPO、企業、団体、行政などさまざまな主体が協働し、担っていくことが重要になります。



▲講義を行う明石照久教授(正面)



(分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会報告書)

皆さんの意見を募集します

今後も協働の仕組みづくり検討委員会の内容を広報やホームページでお知らせします。「協働の仕組みづくり」に関するご意見などがありましたら、様式などは問いませんので、持参、郵送、電子メールいずれかの方法で総合政策課に提出してください。

総合政策課 行財政改革推進係
〒869-1192 菊陽町大字久保田2800番地
☎232-2112
E-mail: sogoseisaku@town.kikuyo.lg.jp

講義の概要

「協働のまちづくり」

熊本県立大学総合管理学部 明石照久教授
地方分権が進み、地方に大きな期待が寄せられているが、行政だけが課題を解決できるわけではなく、住民、NPO、企業、団体、行政などさまざまな主体が相互に知恵と力を持ち寄って地域の課題を解決し、住民の満足度が高まるような仕組みをつくることが重要である。

「条例の法的性質」

熊本大学法学部 大脇成昭准教授
「条例」制定にあたっては議会の議決が必要である。議会には住民の代表であるため、その議会の決定は、私たち自身(住民)の意思決定と同視しうる。私たち自身が決めた正式なルールとして「条例」で協働の仕組みを定めることは、行政の裁量に左右されない永続性のある仕組みにするという観点からも、大きな意義がある。